

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鋒町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

2010 新春号

2010年1月発行 第57号



ご挨拶

明けましておめでとうございます。

社会経済情況は厳しいものがございますが、新しい年を迎え、気持ちも一新してクライアントの皆様方のご要請に的確に応え、社会の一員としてその職責を果たして参りたいと存じます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

京都事務所開設

昨年11月、弊事務所の京都事務所を開設いたしました。京都方面に本拠を置く皆様方のため、更に法的サービスを充実させたいとの思いからであります。京都事務所の代表には弊事務所のパートナーである小林章博弁護士が就任いたしました。大阪事務所、東京事務所との間は複数のテレビ会議システムと内線方式の直通電話回線により一体的に機能できるように整備しておりますので、ご活用いただきたく存じます。

京都事務所の所在、その他の詳細は7頁以下に記載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

太田浩之弁護士、中村健三弁護士の入所

この度、新しく太田浩之弁護士、中村健三弁護士を迎えました。

両君は、昨年12月司法研修所を修了した新進気鋭の青年弁護士であります。両名の略歴と弁護士としての抱負は3頁に記載のとおりであり、弁護士の職責の重さを自覚するとともに研鑽に励み、事務所の中核として活躍してくれるものと期待しています。

何卒、私ども同様ご厚誼、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

藤井康弘弁護士のニューヨーク州弁護士登録と米国での実務研修

弊事務所から米国に留学中の藤井康弘弁護士が、昨年ロースクールを修了、ニューヨーク州司法試験にも合格、ニューヨーク州弁護士登録を終え、現在、米国各地に事務所を持つ法律事務所「Schiff Hardin LLP」のニューヨークオフィスにて実務研修中です。今年の秋には帰国し、弊事務所に復帰する予定です。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

謹賀新年

旧年中は大変お世話になり、有難うございました
本年も所員一同「至誠」を心掛け職務に当たる所存でございます。
よろしくお願ひ致します。



弁護士 岩城 本臣

“こんなはずではなかった”という思いは、経営者・政治家・官僚のみならず、司法を担う裁判官(裁判員制度の導入)・検事(検察審査会の強化)・弁護士(人口の爆発的急増)にも強くあります。“国民が主役”が共通するキーワードかと思ひます。2010年代はそれぞれ過去にとらわれることなく、まさに“チェンジ”して新しいシステムに慣れることかと思ひています。

弁護士 森 真二

東京について京都に、小林弁護士を所長として事務所を開設しました。これまでの京都にはない企業法務を手掛ける事務所として、特に京滋地区の顧客の方には便宜になったと思ひます。かしまった相談のときだけではなく、企業法務のちょっとした悩みを話し合ったりするようなサロンとしてもご利用いただきたいと思ひます。

弁護士 村野 譲二

昨年来の急激な経済収縮の中で、「派遣切り」などの摩擦はあったものの、企業は非正規雇用枠を使って比較的スムーズな雇用調整を実現できたようです。労務問題はその時の経済状況を反映すると言われていますが、一歩先を読むアドバイスに努めたいと思ひます。

弁護士 加藤 幸江

課徴金の適用範囲を拡大させた改正独占禁止法がこの1月1日から施行され、景品表示法の所管は公正取引委員会から消費者庁に移りました。今年も特に知的財産法と競争法の分野に目をこらし、知識と情報を収集して、ご相談に適切に対応できるようにがんばります。

弁護士 安保 智勇

昨年度の新年のごあいさつでは、東京事務所が手狭になってきたことに触れましたが、事務所の移転の必要性も具体化し、本年は事務所をいよいよ移転する見込みとなりました。新事務所でも皆様のご支援のもとに、少しでもお役に立てるようがんばりたいと思ひます。

弁護士 中光 弘

あらゆる分野で新たな創意工夫が求められる時代です。本年は、基本をもう一度見直して事実を丹念に分析することを常に心がけ、さらに迅速かつ的確なリーガルサービスが提供できるよう、準備万端整えております。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 中務 正裕

リーマンショックの後遺症に明け暮れた昨年も、企業の明暗を分けたのは「備えあれば憂いなし」という古来の格言だった気がします。今年もより一層クライアントの皆様のニーズに応えるべく、迅速、的確な法的サービスを心がけて参りますので、どうぞ宜しくお願ひいたします。

弁護士 中務 尚子

弁護士の仕事が好きかと聞かれたら、「好きである」と即答するでしょう。準備に時間をかけ、事件の筋をきっちり読みながら、最も適切で望ましい解決にもっていくことが醍醐味です。今年も、法律のプロとして、皆さまのお役に立ち続けることができるよう、日々努力してまいります。

弁護士 村上 創

昨年は、日本経済がリーマンショックからなんとか立ち直ろうとした1年でした。政権が代わり、上向き傾向となっていくのかまだまだ油断の出来ない状況ですが、明るい未来を信じ前向きに進む皆様のお力になれるよう本年も精進致します。よろしくお願ひ致します。

弁護士 小林 章博

今年も昨年11月に開設した京都事務所が本格的に始動する年になります。初年度ということで今まで直面したことがないような悩みもでてくるかもしれませんが、京都という土地での新しい出会いやご縁を楽しみながら一生懸命頑張っていきたいと思ひます。

弁護士 錦野 裕宗

弁護士となって12年目の年です。特筆すべき能力もない私と致しましては、ご相談1件1件に全力で取り組むことが、皆様方の期待に応えうる唯一の方策であり、かつその取組は自分の人生の中においても、意義あるものとの喜びを肝に命じ、この1年を駆け抜けたいと存じます。

弁護士 鈴木 秋夫

弁護士になって早くも10年目を迎えましたが、「常に自分のベストを尽くしたのか。」「クライアントに満足してもらえる事件処理をしたのか。」という自問に対して自信を持って回答できるような1年にするために、今年も日々努力していきたいと思ひます。

弁護士 藤井 康弘

昨年は、ロースクールを卒業し、ニューヨーク州司法試験に合格し、非常に充実した一年でしたが、弁護士としての経歴から考えれば、更なる飛躍のための準備期間であったと思ひます。今年の後半には日本に戻りますので、留学で得た知識・経験を生かし、皆様のお役に立てるよう頑張る所存ですので何卒よろしくお願ひいたします。

弁護士 國吉 雅男

昨年の3月より東京事務所にて勤務しております。大阪事務所と東京事務所では取り扱う案件の内容は異なりますが、「いい仕事」をすれば、お客様から再度ご相談、ご相談いただけるという点は変わりません。お客様からのご依頼、ご相談で日々忙しくなるよう本年も仕事に邁進いたします。

弁護士 瀧川 佳昌

本年も昨年に引き続き迅速・的確・バランスをモットーに仕事をさせていただきます。依頼者の方の我々に対するニーズはより幅広くくなってきておりますが、その全てに答えられるように本年も精進していきますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 堀 貴博

昨年は、弁護士職務経験により検事から弁護士となり、これまでとは異なる立場から多様な事件を経験することができ、視野を広げることができたものと自負しております。今年も、弁護士としての職務を全うし、よりいっそう視野を広げるべく努力していく所存です。

弁護士 衛藤 祐樹

今年の楽しみは、NHK大河ドラマの「龍馬伝」です。学生時代、司馬遼太郎の「竜馬がゆく」を読み、激動の時代を日本のために奔走した坂本龍馬に憧れました。当時の憧れを思い出し、現在の激動の時代において、「日本のため」とはいきませんが、依頼者の皆様方のためにより一層頑張ります。

弁護士 金澤 浩志

昨年は政治経済の面で世界的にも大きな動きがあり、従来とは異なるものの見方や価値観の胎動を感じました。多様な価値観が錯綜する、いわばスタンダードの無い時代においては、一層自己のセンスが問われることとなります。多様な情報を取捨選択して、自分の感覚を磨いて参りたいと思ひます。

弁護士・弁理士 山田 威一郎

今年も弁護士になって3年目。勝負の年だと思ひています。弁護士の数も増え、弁護士同士の競争も激化してきておりますが、「知財に関しては誰にも負けない」と自信を持っていえるよう、今年も昨年以上に努力していきたいと思ひます。

弁護士 中野 清登

弁護士になってから、4年余りが経過し、時の経つのはかくも早いのかと実感しています。東京事務所勤務してから1年半ほどになりますが、東京事務所での案件は多岐に渡り、日々新たな経験を積んでいます。これから皆様のお役に立てるよう、精進いたします。

弁護士 吉田 伸哉

政権交代や世界の経済情勢の変化を受け、世の中はめまぐるしい変化を遂げようとしています。このような中で皆様のご活躍を法的側面からバックアップさせていただく弁護士として、様々な案件に臨機応変に対応しつつ的確かつ迅速な法的サービスを提供できるよう尽力いたします。

弁護士 田口 健司

弁護士登録から3年になります。今年も、これまでの経験を活かしつつ、専門分野の構築にも取り組んでいきたいと考えております。依頼者の皆様に満足いただけるよう研鑽を積んでいきたいと思ひますので、何事もお気軽にご相談いただければと思ひます。

弁護士 平山 浩一郎

弁護士登録から2年が経過いたしました。事件への対応にも随分慣れてきましたが、今一番恐れているのは、慣れが惰性へと繋がってしまうことです。どんな事件であれ、常に物事の本質を見抜き、基本から考える努力を怠ることなく、日々の業務に努めて参ります。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 古川 純平

弁護士の人数が年々増加し、受動的に日々の仕事をこなすだけでは、弁護士間の競争に打ち勝つことはできないと感じています。常に能動的に何らかの知識、経験を得ることを心がけ、依頼者の方々により良質なリーガルサービスを迅速に提供すべく、努力を続ける所存です。

弁護士 松本 久美子

弁護士となって早くも三度目の新年を迎えることになりました。同種の案件であっても解決の方法等は様々で、弁護士業務には正に「虎の巻」と呼べるものはないと感じております。これを肝に銘じ、本年も1件1件誠実に対応していきたいと考えております。本年もよろしくお願ひ致します。

弁護士 柿平 宏明

昨年は走り続けた1年でしたが、さながら風のように弁護士の社会、そして依頼者の皆様にとっての役割の重要性を全身で感じたものでした。本年もその役割を忠実に担うことの出来る弁護士であり続けるべく、追い風に乗りて走り続けていきたいと考えております。

弁護士 赤崎 雄作

法律家としての2年目がスタートします。昨年来、法律家としてのバランス感覚(＝事件の道筋を的確に読む力)を高めることを常々意識しておりますが、今年もその感覚によりいっそうの磨きをかけるべく、日々精進してまいります。皆様、今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

弁護士 角野 佑子

弁護士となり丸一年が経過しました。昨年1年間、様々な案件を経験し、少しずつ成長できた1年でした。今年も昨年の経験を生かしつつ、さらに積極的に様々な案件に取り組み、皆様のニーズに的確にお応えできるよう日々努力してまいります。また昨年以上に誠心誠意取り組んでまいりますので、本年もどうぞご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 川口 富男

今、社会安全学部のように、大学に新しい名前の学部や学科がどんどん出来ています。新しいニーズに対応するためのようですが、既往の学問体系が不要になったとは思われません。特に良識などの人や社会の基本のところを大切にしなければなりません。法曹がそのようになりたいと祈念します。

弁護士 岡村 旦

明けましておめでとうでございます。今年も皆様にとって良い年でありますよう祈り申し上げます。

外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス

冬が明けると、やがて春になり、冬の寒さに耐え忍んだ花々が一気に美しく咲き誇ります。経済は未だに回復しておりませんが、不況の今をチャンスに変えて、やがて迎える春に活気みなぎる花々を咲かせることができるよう様々なことにチャレンジし、少しでも良い方向に変えて行かれたらと思ひます。今後も皆様のお力になれますよう精進して参りますので、どうぞ宜しくお願ひ致します。

外国法研究員(中国律師) 顧 曉

昨年のリーマンショック以降も日系企業の対中M&Aや直接投資は依然として活発ですが、中国政府の外資企業に対する政策は大きく変遷しております。今年も一層研鑽を重ね、クライアントのニーズに応えるリーガルサービスを提供し、日系企業が中国で円滑にビジネスを展開できるように努めますので、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

法務部長 寺本 栄

一昨年来の深刻な景気の悪化が長期化して、種々の社会問題が現実化してきていますが、このような時こそ、法律事務所に対して、適正な法的利益の実現が求められていると思ひます。法務スタッフの一員として、この一助になるよう頑張って仕事をしていきたいと思ひます。

法務部長 角口 猛

私の仕事の基本は、誠実に迅速に正確にです。本年は、常日頃の自己研鑽を怠ることなくより一層努力し、更なる飛躍を目指したいと決意を強くしております。本年も、皆様ににご満足いただき、ご納得いただく仕事をできるよう心を新たに頑張ります。

法務部長 野草 弘嗣

入所してあつという間に1年が過ぎ、2年目を迎えることとなりました。今後も、幅広い分野にわたる皆様のニーズにお応えできますよう自己研鑽に励み、全力を尽くして職責を果たす所存でございますので、なにとぞ、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

新入所弁護士ご挨拶



弁護士
太田 浩之
(おおた・ひろゆき)

〈出身大学〉
慶應義塾大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

「私たちの仕事は、自分の仕事に対するプライドでもっている。苦しいときに、案件ともう一度向き合って、もう一頑張りができるか否かで違いが生まれる。」

私が司法修習でお世話になった指導担当弁護士がおっしゃっていた言葉です。この言葉には、弁護士は、自分の仕事の質で評価されるという厳しさと喜びがあるとともに、クライアントのために最大限の努力し力添えをする責任があるとのメッセージが込められているのだらうと思っています。

これから私も、プロフェッショナルとしてプライドを持って一つ一つの案件と向き合い、苦しいときにもう二頑張りしたいと思っています。そのようにすることで、クライアントの皆様となり、弁護士の力が必要になったときに「最初に頭に浮かぶ弁護士」になりたいと思っています。

「弁護士は法律の形式的な文言から一歩離れたあるべき結論を実現することが仕事である。」

これもまた、私が司法修習でお世話になった弁護士がおっしゃっていた言葉です。社会は絶えず変化しているにもかかわらず、改正がなければ法律は変わることがありません。また、法律は人を守るものであるとともに、悪用することができるものです。この言葉には、弁護士には、社会と法律の間にずれが生じた場合に架け橋となる職責、および、法律の適用・解釈を通じた社会公益を実現する職責があるとのメッセージが込められているのだらうと思っています。

私も、一弁護士として、かかる職責を全うして参る所存です。

これまで、多くの先輩法曹から様々なことを学んでまいりました。しかし、未熟であるがゆえに、十分とはいえない面が多々あるかと思えます。これからも、様々な分野に果敢に挑戦することによって幅広い経験と知識を身につけ、それらを土台に、クライアントの皆様が何を求めているのかを感じ取り、ニーズに応える最善の方策を提案できるよう、日々成長してまいりたいと思っています。

一意専心の心を忘れず頑張ってまいりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。



弁護士
中村 健三
(なかむら・けんぞう)

〈出身大学〉
東京大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2009年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新62期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

はじめまして。平成21年12月に司法修習を修了し、この度、当事務所において弁護士としての活動をスタートすることになりました、中村健三と申します。弁護士として当事務所で働くということの責任の重大さに身が引き締まるとともに、今まで勉強してきた法律を通じて、生まれ育った地・大阪で多くの依頼者の皆様に対して貢献できるという喜びに胸が膨らむ想いです。

現在、弁護士間の競争や隣接法律職との競争が激化する一方、弁護士に期待される役割も多様化するなど、弁護士を取り巻く環境は非常に目まぐるしく変化しております。そのような中、弁護士は、依頼者の皆様の信頼を得ていくため、ますます専門的かつ高質で迅速・柔軟なリーガルサービスの提供を求められる時代になっています。

私は、そのような依頼者の信頼を得られる弁護士になるために、これからの弁護士としてのキャリアをスタートさせるにあたり、まずは一つ一つの事件、一人一人の依頼者の皆様に対して全力を尽くしていく中で経験を積むとともに、法律及び関連分野の知識について日々惜しまず勉強を積み重ねることによって、弁護士として成長していく所存でございます。また、弁護士は、紛争解決を図るために知識だけでは不十分であり、思考力、推理力、判断力、書面作成能力、説得力、交渉力、広い視野、バランス感覚など、多種多様な能力が必要となってきます。これらの能力についても諸先輩方のご指導の下、一つ一つの事件を通して、常に意識しながら身につけて参りたいと考えています。

まだまだ若輩者ではございますが、依頼者の皆様の信頼を勝ち取ることができるように日々精進していく所存です。何とぞご指導ご鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。

「DIP型会社更生」「事業再生ADR」などの新しい倒産手続の運用について

弁護士 中務正裕



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
ロースクール (LL.M)

〈経歴〉
1994年4月最高裁判所司法研修所修了 (46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2005年5月
米国ノースウェスタン大学
ロースクール卒業
2005年8月～2006年7月
米国カーランド・エリス
LLP法律事務所勤務
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2007年6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2008年10月
京都大学法科大学院
非常勤講師

〈取扱業務〉
金融法務、渉外法務、
会社法務、倒産法務、
民事法務、知的財産権、
家事相続法務等

1 はじめに

倒産手続には大きく法的整理と私的整理に分かれますが、最近、会社更生手続において現経営陣が管財人となって引き続き再建にあたるDIP型や私的整理においても事業再生型ADRが利用されるなど新しい手続運用が定着しつつあります。本稿ではこれら新しい倒産手続の運用について概説したいと思います。

2 会社更生と民事再生

再建型の法的整理には、民事再生手続と会社更生手続があります。民事再生手続では、原則として裁判所の監督の下で債務者自身(経営陣)が事業を継続しつつ、債権者の賛成を得て再生計画を成立させ、その履行を図ることからDIP型手続とされています。DIPとはDebtor In Possessionの略で、債務者がその地位にとどまるという意味合いです。他方で、会社更生手続では、法文上は旧経営陣が管財人となることを排除はしていないものの(会社更生法67条3項)、実際には、裁判所が選任する弁護士等が保全管理人、管財人となり、旧経営陣は交代することが必須条件でした(管理型手続)。そのため、経済的危機状態にいたっても経営権を手放すことを躊躇する経営陣が多く、上場会社や大会社であっても会社更生手続よりも民事再生手続を利用するケースが多くありました。実際、平成19年(全国)で、民事再生(通常再生)654件に比して会社更生19件でありましたし、平成20年(全国)でも民事再生(通常再生)859件に比して会社更生34件という状況で、圧倒的に民事再生手続の利用が多いと言えます。しかし、民事再生では、担保権が別除権として再生手続によらずに権利行使が可能のため、担保実行による再生破綻が懸念されるのに対し、会社更生では、担保権や優先債権も手続に取り込み、更生手続によらない担保権の実行が禁止されるといった強力な効果があるため、大規模な企業の再建のためには会社更生手続を有効利用すべきだという意見が根強くありました。

3 DIP型会社更生への運用基準の公表

このような問題意識を背景に、東京地裁民事第8部(商事部)は、平成20年12月、DIP型会社更生手続の運用基準を公表し(金融法務事情1853号・NBL89号)、更生手続開始決定時、①現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと、②主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと、③スポンサーとなるべき者がいる場合にはその了解があること、④現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと、という4要件を満たせば、開始後も現経営陣から管財人を選任することができるとしました。これを受けて、東京地裁では、このDIP型会社更生の申立案件が急増し、大規模な倒産案件はDIP型会社更生といった流れができたと言えるほどです(申立事例:クリード、日本総合地所、スパンションジャパン、あおみ建設、ロプロ等)。

4 DIP型会社更生のメリット・デメリットと債権者としての対応

DIP型会社更生では、会社更生法による担保権の拘束、優先債権への制限など強力な効果があるとともに、事業に精通している現経営者が管財人となることにより、事業が滞ることなく、短期間での再建が可能であるというメリットがあるとされています。一方、現(旧)代表者が管財人となることにより、取締役会に拘束されず、原則として単独で決定できるなど従前の地位よりも強化された権限が与えられるため(民事再生では、従前と同様の地位)、倒産という事態を生じさせた経営陣にこのような強化された権限を与えることが果たして適当なのかという問題が指摘されており、また民事再生では、監督委員が否認権の行使を行うのに対し、会社更生では、管財人が否認権行使者となるので、自らの行為への否認権の行使が適正にできるのか等といった問題点もあります。実際に、DIP型管財人に就任した後、債権者らとの意見の食い違いから辞任するケースも発生しており、これらの問題は、今後の実務の運用の積み重ねが求められるところです。

では、DIP型会社更生が申し立てられた場合、債権者として通常の会社更生事案と比べどのような点に留意すればいいでしょうか。まずは、4要件(特に、①違法行為等経営責任の有無、②経営関与への賛否)に対する意見の表明(開始決定前、開始決定後)が考えられます。DIP型で申し立てられた事例でも、開始決定時には弁護士が管財人となる場合もあり、債権者の意見が影響を及ぼしていることが分かります。また、更生債権者委員会・更生担保権者委員会の組成(会社更生法117条1項6項)を図ったり(組成事例あり)、正式な債権者委員会を組成することは困難でも、任意の債権者委員会の形成し、大口の担保権者が集まり、意見調整のうえ、調査委員を通じて申立人代理人側と調整を図るといったことが考えられます。経営陣が親会社など株主の方向を向いた再建策を検討する場合もあり、債権者の意見を反映した更生計画案を作成するよう集団的な意見表明を行うことが肝要となります。

5 事業再生ADR

一方、私的整理でも新しい手続の運用が始まっています。私的整理は、法的整理に比べ、商取引を継続しつつ、金融機関等との話し合いで整理ができる点が再建企業にとりメリットでありましたが、他方で関与債権者全員の同意が必要であり、裁判所の監督がないことから平等性や公平性に懸念が残るため、成立のハードルが高いと言われてきました。そこで、商取引を継続しつつ、信頼性を確保し、意見がまとまらない場合でもADRの結果を生かした特定調停や法的整理に移行することを念頭に、産業活力再生特別措置法(産活法)の平成19年5月改正により第4章として事業再生ADRの規定が追加されました。産活法4章の適用を受ける紛争解決事業者は、法務大臣の認証を受けた上で、事業再生にかかる紛争を解決する能力を備えているとして経済産業省の認定を受ける必要があります(特定認証紛争解決事業者:事業再生ADR)、公平性、公正性への配慮がなされており。現在は、事業再生実務家協会(J ATP)がこの認定を受けています。

上記の事業再生ADRでは、私的整理に関するガイドラインをベースに、対象債権者を選択でき(例えば、債権額1億円以上の金融機関のみ等)、対象債権者全員の同意が必要(出口)とされていますが、不成立の場合の特定調停やDIP型の民事再生、会社更生へ移行が容易となっています。

具体的には、手続利用申請がなされた後、一時停止の通知

を事業再生ADRと債務者会社との連名(省令7条)でなされます。これにより、債権の回収、担保権の設定、破産・再生・会社更生等の手続申立が禁止されることとなります。その後、概要説明のための債権者会議(一時停止から2週間以内)が開かれ、一時停止期間の決定(省令9条2項3号)や手続実施者の選任(省令9条2項2号)がなされ、DIPファイナンスの供与につき、資金の借入について事業再生ADRが事業の継続に不可欠と確認(産活法52条)をした場合には、制度保証の特典(同50条・51条)を受けるほか、民事再生や会社更生に移行した場合衡平考慮規定の適用があります(同53条・54条)。その後、計画案決議のための債権者会議が開かれ、手続実施者によって事業再生計画案が公正かつ妥当で経済合理性があるかにつき意見が述べられることになり(省令10条)、決議のための債権者会議が開催されることとなります(省令11条)。

事業再生計画案では、①経営が困難になった原因、②事業の再構築のための方策、③自己資本充実のための措置(実質債務超過の解消)、④資産および負債ならびに収益及び費用の見込みに関する事項(3年以内の債務超過解消と3年以内の黒字化)、⑤資金調達に関する計画、⑥債務の弁済に関する計画、⑦債権者の権利の変更、⑧債権額の回収の見込み(清算価値保証原則)等を定める必要があります。

事業再生実務家協会(J ATP)による事業再生ADR成立事例としては、株式会社日本エスコンが平成21年6月の申請から約4ヶ月後の同年10月に債権者全員の同意を得て事業再生計画案が決議されています。

6 おわりに

長引く不況で、倒産案件が増大する一方、上記のとおり債務者の選択する倒産方策も多様化してきており、万一の取引先の破綻などの事態が発生した場合には、その内容を把握し、的確に対応する必要があります。当事務所では多くの倒産手続に関与してきた経験を踏まえ、クライアントの皆様のニーズに対応いたしますのでご不明点等ありましたらお気軽にご相談下さい。

「事業承継チーム」の立上げ



弁護士
岩城 本臣



弁護士
加藤 幸江



弁護士
村上 創



弁護士
小林 章博



税理士
岡山 栄雄

弁護士 岩城 本臣 弁護士 加藤 幸江
弁護士 村上 創 弁護士 小林 章博
税理士 岡山 栄雄

デフレスパイラルは、特に中小企業の経営者にその影響が大きいものがあります。加えて、経営者の皆様の高齢化と少子化等による後継者難により、事業のスムーズな承継に苦慮されています。

確かに「税務問題」に関しては、農地相続における種々な特典と同趣旨の制度が、中小企業の株式の相続においても設けられるようになりました。また、「会社法」では株主に相続が発生した場合、一定の条件のもと株式を買い取ることができる制度も創設されました。これら「会社法」、「税法」を中心に事業承継に関し様々なコンサル市場が生まれ、税理士を中心としたコンサルタントが活動しています。

しかし、事業承継がスムーズにいかない、創業者の思い通りに進まない場合も少なくないのではないのでしょうか。その大きな理由は、事業承継は1つ1つの案件において創業者の思い、会社の歴史、会社を取り巻く人的関係など事案ごとの個性が強く、これらの利害関係を丁寧に調整しながら、単なるマニュアルではなくオーダーメイドで作り上げていかなければ、うまくいかないからだと考えられます。

弁護士は、日常業務の中心が法的紛争の予防や解決です。まさに日々あらゆるご相談ごとについて、「どうすれば紛争が予防できるのか」「どうすれば紛争が解決できるのか」という観点から分析しています。そして、経営問題や相続問題においても、その争い事・問題点について様々な立場で関与し、様々な角度から個別事情を踏まえ解決すべく努力しています。

例えば「遺言書」一つの作成においても、単に執行行為の対象となる結論部分のみだけでなく、遺言者が遺言に至った背景事情、相続人及び関係者に対する熱い強い思いを、将来の相続時における利害関係者の主張を想定して書くように工夫するなど、常に将来の「紛争の予防や解決」や「利害調整」を念頭に置いた工夫をいたします。まさに弁護士は「紛争解決」や「利害調整」のプロなのです。

- 我ども弁護士法人中央総合法律事務所の事業承継チームの中核メンバーは、
- ・岩城本臣弁護士 … 「TAX&LAW事業承継・相続の実務と対策」「TAX&LAW営業譲渡・会社分割・株式譲渡・合併・更生再生清算」〔第一法規〕共同編集
映画「遺産相続」〔東映〕法律監修
 - ・加藤幸江弁護士 … 弁護士業務と同時に大阪家庭裁判所の調停委員も長く務め、代理人及び調停委員として「遺産分割案件」を多数手掛ける知的財産関係の諸研究会に所属し「特許・実用新案の法律相談」〔青林書院〕共著ほか執筆多数
 - ・村上 創弁護士 … 「事務所ニュース2008年夏号」にて「遺留分減殺問題と民法改正」について執筆 「企業のための役員職務・処遇関係ハンドブック」〔第一法規〕共著
企業の株主総会指導も数多く手掛ける
 - ・小林章博弁護士 … 「会社法」について「中小企業のための新会社法—経営に役立つ有効活用の要点—」に関する講演を各地で行う
「会社タイプ別 スタート!新会社法」〔第一法規〕をはじめ各社から出版
 - ・岡山栄雄税理士 … 「事務所ニュース」に毎号税問題について幅広く継続執筆
同じビルの6階で提携事務所「中央総合会計事務所」を主催
元大阪国税局企画課長、査察部次長、南税務署長、国税不服審判所勤務

「事業承継チーム」は、今後、メンバー間で共同研究の場を持ち、事務所ニュースに毎号その成果を発表いたします。具体的には、「会社法」の観点から、定款内容・株主構成のあり方・役員構成のあり方のポイント。「遺言書作成」に関する、付言事項の書き方・遺言書の作り直し・遺産分割の指定の仕方のポイント。「税務面」については、新しく設けられた税法の改正についての落とし穴・注意すべき点等について順次発表させていただく予定です。

また、皆様方からの事業承継に関するご相談を「事業承継」チームで責任をもって担当し、皆様にあった「オーダーメイド」でプランニングさせていただきます。

京都事務所開設のご報告

弁護士 小林 章博

弁護士

小林 章博

(こばやし・あきひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1999年 4月
最高裁判所司法研修所修了
(51期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)
2005年 3月
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
2007年 4月～現任
関西学院大学専門職大学院
経営戦略研究科兼任講師
(「金融商品取引法」担当)
2007年 6月～現任
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
2009年11月
京都弁護士会登録

〈取扱業務〉
会社法務、商事法務、
民事法務、倒産法務、
金融法務、家事相続法務、
資産設計提案業務

平成21年11月、弁護士法人中央総合法律事務所の第三の拠点として、新たに京都事務所を開設する運びとなり、私が京都事務所の代表として常駐することとなりました。この場をお借りして皆様にご挨拶させていただくとともに、京都事務所について簡単にご説明させていただきます。

京都事務所は、『高品質のリーガルサービスの提供』と『皆様にとってアクセスが容易であること』を実現するために次のような体制をとっています。

- 1 京都事務所と大阪事務所、東京事務所との間に内線通話システムやテレビ会議システムを構築しています。これにより、京都事務所を通して大阪事務所や東京事務所がもつ人的・物的リソースを活用し、常に高品質のリーガルサービスを提供することを目指します。



(テレビ会議可能な会議室)

大型の法律事務所の拠点が東京や大阪に集中する中、『高品質のリーガルサービスを皆様の身近なものに』という理念を実現する第一歩として新たに京都事務所の開設に至ったことは、私にとっても大きな喜びです。もっとも、京都事務所は、まだまだ歩み始めたばかりです。皆様からのご意見を頂きながら、より良い事務所となるよう常に努力を続けていきたいと思っております。

何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。

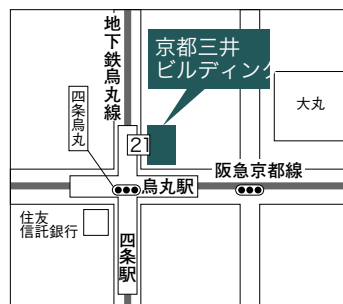


(京都事務所代表 小林 章博)

- 2 あくまでも皆様にとってアクセスしやすいという観点から、京都事務所は「裁判所近く」という立地に拘らず、四条烏丸という京都において交通アクセスが良好な立地に位置しています。



(事務所開き 中務所長とともに)



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉦町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅下車 20番出口・21番出口直結

Legalink ワシントンD.C総会ご報告



弁護士

藤井 康弘
(ふじい・やすひろ)

〈出身大学〉
同志社大学法学部

〈経歴〉
2002年10月
最高裁判所司法研修所修了
(55期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2009年5月
米国フォーダム大学
ロースクール卒業
2009年10月～
米国Schiff Hardin
LLP法律事務所勤務
2009年11月
ニューヨーク州司法試験合格

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務等

本年10月1日から3日までの3日間にわたり、国際的な法律事務所のネットワークであるLegalinkの秋季総会がワシントンD.C.において開催され、当事務所からアダム・ニューハウス弁護士と私が参加いたしました。ニューハウス弁護士も私も、Legalinkの総会への参加は初めてとなります。

初日は、今回のホストであるPatton Bogs法律事務所のワシントン・オフィスにて、歓迎パーティが開催されました。同事務所は、弁護士及びその他の専門家をあわせると600名ほどの規模の事務所で、全米をはじめ、カタルやUAEといった中東にもオフィスを有する事務所です。同事務所はアラスカ州にもオフィスを有しており、天然資源に関する案件などを扱っているとのことでした。

今回の総会には30ヶ国以上の国々から60名強の参加があり、その大部分が歓迎パーティにも参加していました。今回初めて参加した弁護士は、私たち2名を含めて10名ほどでした。パーティは、名刺交換や自己紹介などをしながら和やかな雰囲気で行われました。

2日目は、午前の会議では、まずそれぞれが自己および所属する法律事務所の紹介を行い、その後研究会が行われました。今回のテーマは、①政府系ファンド、②経済危機における雇用問題、③危機状況における商事紛争でした。雇用問題に関する研究会では、当事務所のニューハウス弁護士がパネリストとしてプレゼンテーションを行い、最高裁で示されているいわゆる整理解雇における4要件などを中心に解説を行いました。研究会後の昼食のときに、他国の弁護士とその国における解雇の難易等について話し合うこともできましたので、有意義な研究会となりました。

なお、Legalinkでは、参加国における解雇についての法律や判例等をまとめた冊子を作成し、日本については当事務所が執筆をいたしました。Legalinkのホームページ(<http://layoffs.questionnaire.legalink.ch/>)にて見ることができますので、是非ご覧いただきたいと思っております。



弁護士 藤井 康弘

午後からは、グループごとに研究会が行われ、ニューハウス弁護士と私は、M&Aと国際取引法に関する研究会に参加いたしました。M&Aの研究会においては、参加者がそれぞれ自国の現在のM&Aの状況を説明いたしました。全体としてはどこの国も楽観できる状況ではなかったですが、それでも回復傾向に向かっている国など微妙な違いが見られました。私は現在ニューヨークの法律事務所にて研修を行っていますが、アメリカにおいてもM&Aの案件に関する状況は非常に厳しく、法律事務所も大量にM&Aを取り扱っている弁護士を解雇している状況です。しかしながら、まだまだ予断を許さない状況でありながらも、最近数ヶ月の間にM&Aの状況は改善しつつあるようです。

3日目は、午前中にLegalinkの総会が行われ、予算の説明、定款の変更、役員を選任等の事務手続きが行われました。

最後に、さながらお見合いパーティーのような形式で、5分程度毎にいろいろな弁護士と話す機会が与えられ、弁護士同士のネットワーク作りおよび情報交換を行いました。初めて行われた試みでしたが、参加者に好評だったようです。

午後からは市内観光が行われ、ニュージウムというニュースの博物館を訪れました。ここでは、ピューリッツァー賞を受賞した歴代の写真、世界中のその当日の新聞や、何百年も前から今日に至るまでの新聞が年代ごとに展示されています。

また、報道の自由がどの程度認められているかにあわせて、色分けしている世界地図がありました。日本においては、報道の自由は憲法上の権利として表現の自由の一内容として保障されていると解されていますが、世界には、先進国とされている国においても、報道の規制が強く行われている国や、最近になってその規制を強化した国があることを知り驚いた次第です。ワシントンD.C.には、ニュージウムのほかに博物館が多数あるのですが、ニュージウムは想像以上に楽しめました。

ニューハウス弁護士と私は初めての参加でしたが、さまざまな国の弁護士と交流することができ、有意義な参加となりました。



知的財産権セミナーのご報告

知的財産部一同

弁護士 加藤 幸江
弁護士 國吉 雅男
弁護士 松本 久美子

弁護士 中務 尚子
弁護士 山田 威一郎

前回のニュースレターでご案内させていただいた知的財産権セミナーを平成21年11月16日にリーガロイヤルホテル大阪で開催いたしました。当日は、多数の皆様にお越しいただき、おかげさまで大盛況のうちにセミナーを終えることができました。

今回のセミナーでは、ゴルフボールに関する特許権の侵害訴訟という設定で、米国特許権侵害訴訟のモックトライアル(模擬裁判)を行いました。加藤弁護士(特許権者である会社代表者)、國吉弁護士(発明者)、三枝国際特許事務所の立花顕治弁理士(侵害社の副社長)が証人として参加し、熱のこもった演技を披露しました。中務尚子弁護士は法廷通訳の域を超えたあたかも代理人そのものであるかのような迫力ある演技が好評を博しました。プロ並みの演技とまではいかなかったかもしれませんが、米国特許侵害訴訟を肌で感じていただける機会になったのではないかと思います。



その他、山田弁護士による移転価格税制についての解説、立花弁理士による米国特許出願実務についての解説を行いました。移転価格税制の問題は、海外との取引が普及している今日、会社にとって重要で目を離せない課題であると考えており、本分野におけるさらなる知識の習得に努めてまいります。

当事務所は、今後も、知的財産権分野をはじめとする様々な分野につきセミナーを行い、皆様になくして奥の深い情報をご提供していきたいと考えております。今般、当事務所の大阪オフィスにセミナー室を新設しました。「こんなセミナーをしてほしい」とのご要望がございましたら、知的財産に限りませんので、ご遠慮なくご連絡ください。



裁判エッセイ 32 ● 代役

弁護士 川口 富男

(元 高松高等裁判所長官)

平成19年7月の大阪松竹座は、人気と芸品の高い片岡仁左衛門が座頭の公演で、これに人気抜群の市川海老蔵が加わっていましたから、評判は上々、観客が詰めかけました。海老蔵が夜の部で「女殺油地獄」の悪ほんち河内屋与兵衛をするというのも珍しく、話題を呼んでいました。与兵衛役は、上方の和事としての柔らか味を出す一面と、金を貸してくれない、油屋の若女房を追いつめ、はずみで店一面にこぼれた油にまみれて滑って転んだり、組んずほぐれつの拳句に若女房を刺し殺すという荒い仕草をする一面があります。初役の海老蔵がこれをどのように演じるか興味を引いたのです。

私がある日(13日)の夜の部に出かけた時のことです。海老蔵が当日の昼の部に出演後風呂で足を負傷し、出演できなくなったとの突然のアナウンスで、場内騒然となりました。海老蔵がお目当ての観客が沢山いたからです。

海老蔵が本役の与兵衛は仁左衛門が代役を務めました。もともと与兵衛は仁左衛門の出世芸で何回も演じており、今回も仁左衛門監修公演とされ、海老蔵の指導もしていたのですから、この代役の出来がよいのは当然です。私などは代役に巡り合わせた僥倖を感謝した位でしたが、隣に座っていた中年のご婦人は熱烈な海老蔵ファンらしく、「幕間に挨拶くらいするべきだ」などとプリプリ怒っていて、談判に行った気配です。

◇ ◇ ◇

たまたま切符をとっていたのでその翌日(14日)の昼の部にも出かけたのですが、やはり海老蔵は休演でした。海老蔵の役は、「鳴神」の鳴神上人と「義経千本桜」の義経で、いずれも大役です。「鳴神」は市川團十郎家のお家芸の歌舞伎十八番の一つですから、外の人ができる機会は少ないのですが、坂東新車が堂々と代演しました。義経も片岡愛之助が見事に代演しました。主役に代役を立てる場合は、代役をするほどの人は重い役をしているのが普通ですから、代役の代役も立てねばならず、影響する範囲が大きく大変なのに、代役初日の昼の興行は支障なく終わりました。堪能できたのです。

怪我の当日すぐに代役を務めた仁左衛門は当人の当り芸ですから、納まる場所に納まったというものでしたが(それにしても咄嗟に、心も所作も複雑な与兵衛役を代演し、共演者との複雑なアンサンブルにも破綻がないことには驚きました)、翌日の二人はそういう芸歴は持っていないはずです。それでも翌日すぐにプロンプターも付けず代役をこなしたのです。このことで歌舞伎役者は、日頃から他の役柄のセリフから振りまでも、完全に身につけていると分かります。歌舞伎の世界は、名門中心主義、血統主義ですが、それで演技が偏るなどということはなく、程度が高く、密度の濃い、普遍的な伝統が受け継がれているうえ、常日頃からなんでもこなせる素地を身につけているのでありましょう。ほとんど役者が住んでいない関西での公演で、咄嗟に代演者を東京から呼ぶということのできない状況で、少ない出演者でやりくりして、即座に対応できたというのは、座頭の器量もさることながら、歌舞伎界の層の厚みと芸の深みを感じさせるものでした。

◇ ◇ ◇

明治維新の時、その運動を推進していた多数の志士が運動

の過程で、次々と殺され、自死し、処刑されていきましたが、次々と新たな志士が湧き出ると出てきて、運動を続け、維新が達成されたことは、歴史に明らかどころです。これを代役という観点からとらえると、その姿が明瞭になるように思います。本役が殺されても、すぐに代役がそれを埋め、本役の役目を果たす。新たな本役が殺されても、次なる代役が出てくる、という繰り返し、あちこちで行われたのです。教養といい、こころざしといい、よくもこれだけの人たちが雲霞のごとくに湧き出でた当時の層の厚さ、日本が当時それほどの人材をかかえていたことに驚嘆するばかりです。

愛知県の東北、岐阜県、長野県との県境付近(奥三河)の稲武(島崎藤村の生家のある馬籠宿から東南側の山を超えたところ)に古橋家という素封家があります。古橋家は維新のころに多数の志士をかかまったり世話をした関係で、当時志士が残したり、また新たに集めたりした志士関係の墨跡が何百点も、解説付きで、古橋家経営の歴史博物館(古橋懐古館、0565-82-2100)に展示されています。私が行ったとき、中学生の団体がバスで見学に来ていましたが、近隣一帯の学校の年中行事だそうです。

これらの墨跡を一度に観ると、普通の書道家の、上手だとか美しいとかバランスがよい書だとかいうのではなく、書いた人物の壮絶さが現れている迫力に圧倒されるのです。深い教養を積んだ人たちが生死を超えた使命感のもとに、気高く澄んだ心境で書をしたためたのでしょう。龍馬や西郷ら多数の志士に直接対面できたような感興を覚え、「書は人なり」という言葉の意味を痛感させられます。当時志士には持ち合わせがなかったから、援助者に感謝の意を込めて墨跡を残すという風潮があったようです。

◇ ◇ ◇

サラリーマンには移動や転勤がつきものですが、これも前任者を基準とすると、その代役なのです。そのように考えると、いつ移動を命じられても、前任者と同等、いやそれ以上に役をこなせる素養をつけておくことの大切さが分かるというものです。

組織論では、組織には募集力、教育力、定着力がなければならず、このうちのどれか一つでも欠けると、その組織は次第に衰えると言われていますが、これも要するに、優れた代役を豊富に持つことの大切さを言っているのだと理解できるでしょう。

会社にも、政治や法曹の世界にも妥当ですが、野球で代役の豊富なチームが長いペナントレースを勝ち抜くように、優れた代役の多い組織が最後に残るのだと思います。

そして、組織側の論理では、募集力、教育力、定着力ということになりますが、個人側の論理としては、個人々が、歌舞伎役者や維新時の志士のように、自己を高めかつ深める自発的努力をすることを欠かせないということになるのでしょうか。

代役をこなすことは、認められるチャンスでもあるのです。これは代役の機会が多いオペラ歌手の世界にその例が多く、かの二十世紀最大のドラマティック・ソプラノと言われるカラスも、ミラノ・スカラ座で美声の名歌手テバルディの代役としてアイダを歌い、その実力が名実ともに認められたことが、出世を決定づけたと言われています。

「組織における人間多様性」



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉
高知県四万十市

〈主な経歴〉
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

〈中央総合会計事務所〉
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

1 生物多様性

生物多様性とは、地球上に多様な生物が存在し、それぞれが係りながらバランスを保っている状態のことを言います。多様性が損なわれると、自然の生態系が乱れ、食物連鎖や人間の住環境に想像以上の悪影響を及ぼします。この生物多様性によって、地球上の生物は、長期的に生存ができるように環境の変化に対応しています。このため恐竜やマンモスが絶滅した後も他の生物が生き残っているのです。この自然と生物多様性の関係は、組織と人間多様性の関係に類似しています。

2 人間多様性

人間多様性とは、社会において多様な考え方の人間が存在し、それら多様な人間がさまざまな意見を持って最適に配置されている状態のことを言います。組織においては、一人一人が「桜梅桃李」として、それぞれが個性を発揮している状態のことです。単一性の組織は、意思の統一が図りやすい規律のある強固な組織です。しかし、その組織は一度崩れると脆い組織となります。一方、多様性のある組織は、一見ひ弱そうに見えますが、長期的には柔軟で適応力のある理想的な組織になります。

3 組織における課題

(1) 最小の組織として二人制(ペア)があります。税務署長るとき、重要な仕事を優秀な二人をペアにして仕事をさせたことがあります。しかし、期待したような成果は得られませんでした。お互い同士が牽制しあってスムーズに事が運ばないのです。二人で仕事をさせるときは、ボケと突っ込みのように、性格、能力が多様なペアにすべきです。

(2) 小さな組織としては、プロジェクトチームや班編成があります。チームや班は、四人制が最適です。ゴルフもマージャンも原則四人です。国税局の管理職の時、性格の似たもの同士の班編成をして失敗したことがあります。その班は仲良しクラブになって全体がうまく機能しないのです。グループには必ず強いリーダーが必要です。ただし、リーダー以外の人間はできるだけ多様な人間で構成すべきです。

(3) 中規模の組織では中間管理職の役割が重要です。国税局に勤務して感じたことは、中規模組織には、嫌われ役、汚れ役を引き受けることのできるナンバー2の存在がポイントになります。優秀なナンバー2がいる組織は、強固で理想的な組織になります。ただし、トップとナンバー2の相性は、不思議と正反対の性格の方がうまくいきます。

(4) 大規模組織においては、政治家と官僚の関係、軍隊におけるシビリアンコントロールのように、経営部門と現業部門の役割分担が大切です。査察部で、経営部門の長である部長が現場の微細なノウハウにまで指示をした時がありました。そのため現場事務が停滞して大変苦労した経験があります。経営者は自己の役割分担をはっきりと認識し、多様性のある組織運営を考えるべきです。

4 単一性と多様性

組織における単一性と多様性とは、それぞれメリットとデメリットがあります。組織は、能力、性格、経歴の異なる人間によって構成されています。組織における単一性と多様性のどちらを重視するかは、その組織の目的や意義によって異なってきます。また、短期的には単一性が重要ですが、長期的に見ると多様性が大切です。結論として、組織においては、物事を決定する前は活発に議論を行うなど、多様性のメリットを発揮しなければなりません。一旦決定した後は、一致団結して単一性の利点を活かすことが肝要です。

大阪事務所



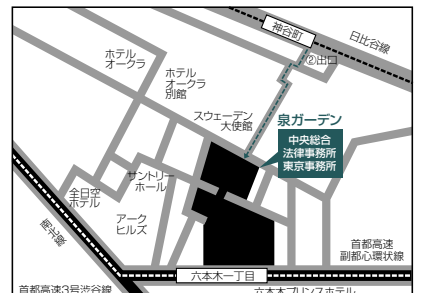
弁護士法人
中央総合法律事務所
<http://www.clo.jp>

■大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

■東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

■京都事務所
〒600-8008
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL. 075-257-7411(代表) FAX. 075-257-7433

東京事務所



●所属弁護士等

- | | | | | | | |
|------------|-----------|------------|-------------|------------|---------------------------------|-------------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二 | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 譲二 | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 中光 弘 |
| 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創 | 弁護士 小林 章博 | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 藤井 康弘 |
| 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 堀 貴博 | 弁護士 衛藤 祐樹 | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 山田威一郎 | 弁護士 中野 清登 |
| 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 田口 健司 | 弁護士 平山浩一郎 | 弁護士 古川 純平 | 弁護士 松本久美子 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 赤崎 雄作 |
| 弁護士 角野 佑子 | 弁護士 太田 健三 | 弁護士 中村 健三 | 客員弁護士 川口 富男 | 客員弁護士 岡村 旦 | ※法務研修士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士) | 外国法研究員 顧 晔 (中国律師) |
| 法務部長 寺本 栄 | 法務部長 角口 猛 | 法務部長 野草 弘嗣 | | | | |